

第15回 定時株主総会のご案内

開催日時

2024年3月27日(水曜日)

午前10時 受付開始 午前9時15分

開催場所

サントリーホール 大ホール

東京都港区赤坂一丁目13番1号

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。
- 本総会終了後、引き続き会場にて、ミニコンサートの開催を予定しております。

サントリー食品インターナショナル株式会社 証券コード2587

SUNTORY
SUNTORY BEVERAGE & FOOD

〈わたしたちの目的 / Our Purpose〉

人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、
「人間の^{いのち}生命の輝き」をめざす。

〈わたしたちの価値観 / Our Values〉

Growing for Good / やってみなはれ / 利益三分主義

〈わたしたちのDNA / Who We Are〉

Always Together with Seikatsusha

We connect with your feelings to enrich every moment of life
生活者の喜怒哀楽に寄り添い、うるおい豊かな人生を提供します。

株主の皆様へ

「真のグローバル飲料企業となり、 “質の高い成長”を目指す」

2023年は、不安定な世界情勢、原材料・エネルギー市況及び急激な円安によるコスト悪化、世界各地での不安定な天候等、取り巻く事業環境は、引き続き非常に厳しい1年でした。

その中でも徹底的にコアブランドに活動を集中し、過去最高の売上収益を達成するとともに、国内外での価格改定、バリューチェーン全体でのコスト削減の徹底により、営業利益も過去最高を達成しました。

2024年は、不透明な世界情勢や厳しい競争環境が続く見通しですが、持続的な事業成長と企業価値向上を実現させるために、真のグローバル飲料企業として“質の高い成長”を目標に掲げ、新たな企業理念（「わたしたちの目的 / Our Purpose」、「わたしたちの価値観 / Our Values」、「わたしたちのDNA / Who We Are」）を策定しました。また、新たな中期経営戦略を策定するとともに、中期経営計画として、意欲的な目標を掲げ取り組んでまいります。

更なる事業成長に向けて様々な多様性を受け入れ、DEIの取組みもグローバルに加速させていくとともに、サステナビリティの取組みも、2030年目標の達成に向けて「水」、「温室効果ガス」、「プラスチック」を重点領域と位置づけ、活動を強化してまいります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 小野真紀子



株主の皆様へ

発信日 2024年3月5日
電子提供措置の開始日 2024年2月28日
東京都港区芝浦三丁目1番1号
サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長 小野 真紀子

第15回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主様の利便性に鑑み、電子提供措置事項のうち、特に重要な事項につきましては、書面にてお送りさせていただきますいております。（書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を書面にてお送りさせていただきますいております。）

当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することもできますので、**2024年3月26日（火曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます。ライブ配信では、議決権の行使及び質問を行うことはできませんが、ご理解の程、お願い申し上げます。



株主総会への
出席による
議決権の行使

詳細は5ページ



郵送による
議決権の行使

詳細は5ページ



インターネット
等による
議決権の行使

詳細は6ページ

敬具

記

1	開催日時	2024年3月27日（水曜日）午前10時
2	開催場所	東京都港区赤坂一丁目13番1号 サントリーホール 大ホール
3	目的事項	
	報告事項	1. 第15期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・ 連結計算書類の連結持分変動計算書、連結注記表
 - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

ミニコンサート開催のご案内

本総会終了後、引き続き会場にて、株主の皆様へチェリスト新倉瞳さんによる15分程度のミニコンサートを開催させていただきます。この機会に、是非サントリーホールにお越しください。

※ミニコンサートは、株主の皆様へのライブ配信も予定しております。ご視聴方法は7ページのご案内をご参照ください。
※開催内容の変更等、株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内



株主総会への出席による議決権の行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所 東京都港区赤坂一丁目13番1号
サントリーホール 大ホール

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- 議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解の程、お願い申し上げます。



郵送による議決権の行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年3月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号

サントリー食品インターナショナル株式会社 御中

私は、2024年3月27日開催の株主総会
13期定時株主総会（臨時株主総会を含む）
における各議案につき、右記（賛否を〇印で
表示）のとおり議決権を行使します。

2024年 3月 日

議案	議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号
賛成	○	○	○	○
賛否表示 しない	○	○	○	○
否	○	○	○	○

見本

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月26日午後5時30分までに投函してください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意見を表示される場合は、「株主総会投票用紙」に記述の上議決権行使書の裏面をご記入下さい。
- 賛否のご表示は、青色のボールペンにより、はしきりなく正確にご記入下さい。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取らる。裏面記載のウェブサイトにアクセスし、2024年3月26日午後5時30分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

インターネットを専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離すすにそのまま会場受付にご提出下さい。

サントリー食品インターナショナル株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

否認する場合 | 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 | 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合 | 「賛」の欄に○印
をし、否認する
候補者の番号を
ご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



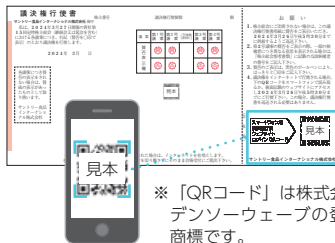
インターネット等による議決権の行使

行使期限 2024年3月26日（火曜日）午後5時30分入力分まで

①QRコードを読み取る方法（スマート行使）

議決権行使コード及びパスワードを入力することなくスマートフォンから議決権行使ができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記②に従って、再度議決権行使をお願いいたします。QRコードを再度読み取っていただく、②の議決権行使ウェブサイトへ移動します。

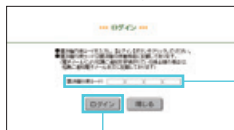
②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※プロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン・スマートフォン・携帯電話の
操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

- インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



株主様向け事前質問の受付・ライブ配信のご案内



本総会の目的事項に関しまして、事前質問をお受けいたします。また、本総会の模様をライブ配信させていただきます。

事前質問


1. 受付期限 2024年3月19日（火曜日）午後5時30分まで

2. 質問方法

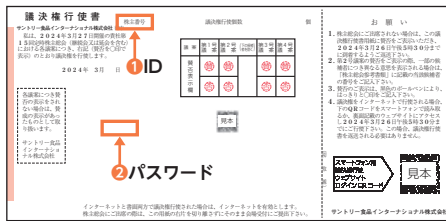
- 1 右のウェブサイトへ接続してください。
- 2 ID及びパスワードの入力画面が表示されますので、それぞれご入力ください。
- 3 「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- 4 画面の案内に従って、カテゴリを選択いただき、ご質問内容をご入力いただいた上で、「申し込む」ボタンを押してください。
※ いただいた事前質問のうち、株主様のご関心が高い事項を中心に、本総会当日に取り上げさせていただきます。

ウェブサイト

URL ▶ <https://2587.ksoukai.jp>



①ID…………… 株主番号（議決権行使書に記載された9桁の半角数字）
②パスワード…… 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号。ハイフンを除く7桁の半角数字）



議決権行使書
インターネットと専用機材で議決権行使された場合は、インターネットを有効にします。
機材類には使用期限は、ご利用終了後1週間を目安に返却してください。

お 願 い
1. 機材類のご返却は、議決権行使書に記載された住所へ、この機材類の返却期限に際しては必ずご返却ください。ご返却の遅延や、ご返却の機材類に破損や汚れがある場合は返却料を請求させていただきます。
2. 機材類のご返却は、必ず機材類の返却期限に際しては必ずご返却ください。ご返却の遅延や、ご返却の機材類に破損や汚れがある場合は返却料を請求させていただきます。
3. 機材類のご返却は、機材類の返却期限に際しては必ずご返却ください。ご返却の遅延や、ご返却の機材類に破損や汚れがある場合は返却料を請求させていただきます。
4. 議決権行使書に記載された住所へ、この機材類の返却期限に際しては必ずご返却ください。ご返却の遅延や、ご返却の機材類に破損や汚れがある場合は返却料を請求させていただきます。

見本

ライブ配信

1. 配信日時 2024年3月27日（水曜日）午前10時からミニコンサート終了まで

※2024年3月27日（水曜日）午前9時15分よりご視聴可能となります。

2. 視聴方法

- 1 上記「質問方法」をご参照の上、ウェブサイトへログインください。
- 2 ログイン後、画面の案内に従って、ご視聴ください。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

電話番号 03-6833-6901

受付時間 2024年3月27日（水曜日）午前9時からミニコンサート終了まで

ご注意事項

1. ライブ配信中には、議決権の行使及びご質問はできません。
2. ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご利用いただけない場合がございます。また、システム障害等の不測の事態によりご利用いただけない場合がございます。株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合は、当社ウェブサイト（URL：https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html）にてお知らせいたします。
3. ウェブサイトへの接続にかかるプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）につきましては、株主様のご負担にてお願いします。
4. ご利用は、当社株主名簿（2023年12月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。ライブ配信の映像や音声データの録画・録音、第三者への提供・公開等のご視聴方法を第三者に伝えることはご遠慮ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき40円といたたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金40円を含め、1株につき80円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金40円 総額12,359,994,080円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月28日

(ご参考)

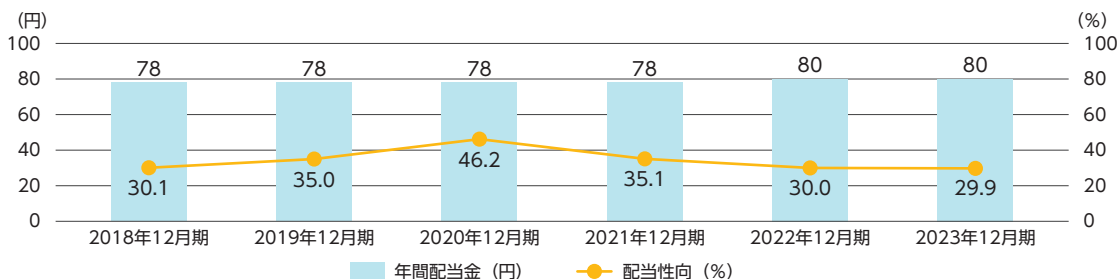
当社の配当政策

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の方々の利益に資すると考えております。加えて、株主の方々への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指してまいります。

なお、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向の目安については、2023年度まで30%以上としておりましたが、株主の方々への利益還元をより拡充すべく、2024年度から40%以上に引き上げることいたしました。

年間配当金・配当性向(連結)の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 他の会社における地位等	取締役会 出席回数
1 再任	 小野 真紀子	代表取締役社長 経営全般	10回／10回
2 再任	 Shekhar Mundlay	取締役副社長 SBF COO、オペレーションエクセレンス担当	13回／13回
3 再任	 内 貴 八 郎	取締役専務執行役員 SBFジャパン社長、SBFジャパンイノベーション 開発事業部長	10回／10回
4 再任	 Peter Harding	取締役 SBFインターナショナル CEO	13回／13回
5 再任	 宮 森 洋	取締役 サントリーホールディングス株式会社執行役員	10回／10回
6 新任	 中 村 真 紀	社外 独立 株式会社まんま代表取締役社長 サツドラホールディングス株式会社取締役 CHRO	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社員の状況」の「取締役の氏名等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

候補者番号

1

お の ま き こ
小野 真紀子

1960年3月16日生

再任



担当

経営全般

所有する
当社株式の数

1,100株

取締役会への
出席回数

10回／10回

※2023年3月24日就任
以降に開催された取締
役会への出席回数です。

取締役
在任期間

1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	サントリー株式会社入社	2017年 4月	当社常務執行役員
2009年 4月	サントリー酒類株式会社（現サントリー株式会社）海外事業部部長	2017年 4月	当社管理本部副本部長、 グローバルコーポレートコミュニケーション部長
2010年 4月	同社執行役員	2019年 4月	当社コーポレートマネジメント本部副本部長、 グローバルHR部長、 法務・リスクマネジメント部担当
2010年 4月	同社海外事業部副事業部長	2020年 1月	Orangina Suntory France （現サントリー食品フランス）CEO
2011年 1月	サントリーホールディングス株式会社 ロンドン支店長	2022年 1月	サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員
2013年 4月	当社執行役員	2022年 1月	同社サステナビリティ経営推進本部長
2013年 4月	当社国際事業部副事業部長	2023年 1月	当社専務執行役員
2014年 4月	当社経営企画部長、戦略開発部長	2023年 3月	当社代表取締役社長（現任）
2015年 9月	サントリーホールディングス株式会社 グローバル人事部長		
2016年 4月	同社執行役員		
2016年 4月	同社人材開発本部長、グローバル人事部長		

重要な兼職

Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、海外事業部門、経営企画部門、マーケティング部門、人事部門、サステナビリティ部門の部門長等としての経験や、海外での経営経験を含む豊富な事業経験、経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

（注）小野真紀子氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

2

シェイカー

ムンドレー

Shekhar Mundlay

チャンドラシェイカー アルウィンド ムンドレー
(Chandrashekhar Arvind Mundlay)

1962年5月1日生

再任



担当

SBF COO
オペレーション
エクセレンス担当

所有する
当社株式の数 一株

取締役会への
出席回数

13回 / 13回

取締役
在任期間

3年 (本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年 2 月	PEPSICO INTERNATIONAL - VIETNAM COMPANY (現Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.) CEO	2021年 1 月	Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO
2014年 4 月	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. CEO	2021年 3 月	当社取締役
2016年 1 月	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO Beverage Division	2022年 1 月	当社取締役副社長 (現任)
2019年 4 月	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO	2022年 1 月	当社SBFインターナショナル CEO
		2023年 1 月	当社SBF COO、SBFインターナショナル CEO
		2024年 1 月	当社SBF COO、オペレーションエクセレンス担当 (現任)

重要な兼職

Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社グループのCOOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績とアジア地域での営業・事業経験や海外事業のCEOとしての豊富な経営経験、経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) Shekhar Mundlay氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

3

ない き はち ろう
内 貴 八 郎

1960年4月18日生

再任



担当

SBFジャパン社長
SBFジャパンイノベーション開発事業部長

所有する
当社株式の数

600株

取締役会への
出席回数

10回／10回
※2023年3月24日就任
以降に開催された取締役会への出席回数です。

取締役
在任期間

1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月	サントリーフーズ株式会社入社	2017年 4 月	当社常務執行役員
2010年 4 月	同社広域営業部長	2019年 3 月	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長 兼 サントリービバレッジソリューション 株式会社代表取締役社長
2010年 9 月	同社執行役員	2020年 1 月	当社専務執行役員
2011年 3 月	同社取締役	2023年 1 月	当社SBFジャパン社長
2012年 4 月	同社首都圏支社長	2023年 3 月	当社取締役専務執行役員（現任）
2015年 9 月	同社専務取締役	2023年 9 月	当社SBFジャパン社長、SBFジャパン イノベーション開発事業部長（現任）
2015年 9 月	同社営業統括本部長		
2016年 3 月	当社取締役		
2016年 3 月	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長		

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役会長
サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

当社グループのジャパン事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績と長年にわたる営業部門での経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 内貴八郎氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

ピーター

ハーディング

4

Peter Harding

ピーター ジョン ハーディング
(Peter John Harding)

1964年4月24日生

再任



担当

SBFインターナショナル
CEO

所有する
当社株式の数 一株

取締役会への
出席回数

13回／13回

取締役
在任期間

3年 (本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2009年10月	GlaxoSmithKline plc General Manager SVP Consumer Healthcare GB&Ireland	2021年 3月	当社取締役 (現任)
2014年 1月	Lucozade Ribena Suntory Limited COO	2022年 1月	当社SBFヨーロッパ CEO
2018年 8月	Suntory Beverage & Food Europe CEO	2024年 1月	当社SBFインターナショナル CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Lucozade Ribena Suntory Limited Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社グループの海外事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績と欧州地域でのマーケティング部門等における幅広い経験や欧州事業のCEOとしての豊富な経営経験、経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) Peter Harding氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

5

みや もり ひろし
宮 森 洋

1961年8月2日生

再任



担当

—

所有する
当社株式の数

300株

取締役会への
出席回数

10回／10回

※2023年3月24日就任
以降に開催された取締
役会への出席回数です。

取締役
在任期間

1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4 月	サントリー株式会社入社	2020年 1 月	Beam Suntory Inc. Senior Vice President, Advisor to CEO 兼 サントリーホールディングス株式会社グローバルARS部長
2008年 4 月	同社ロンドン支店長	2021年 1 月	サントリーホールディングス株式会社グローバル事業推進部長、グローバルARS部長
2009年12月	Orangina Schweppes Holdings S.à r.l (組織再編により現Orangina Schweppes Holding B.V.) 副社長COO	2021年 1 月	Beam Suntory Inc.取締役
2014年 4 月	サントリーホールディングス株式会社戦略開発本部部長	2023年 3 月	当社取締役（現任）
2014年 5 月	Beam Suntory Inc. Vice President International Marketing-Suntory Brands	2024年 1 月	サントリーホールディングス株式会社グループガバナンス本部長、グローバルARS部長（現任）
2015年 4 月	同社 Senior Vice President, Advisor to CEO	2024年 1 月	Beam Suntory Inc. Audit Committee Member（現任）
2017年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員（現任）		

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社執行役員

選任の理由

サントリーグループの飲料事業・酒類事業における豊富な海外での経営経験と、法務・リスクマネジメント部門の部門長としての高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 宮森洋氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
2. 当社は、宮森洋氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、宮森洋氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

なかむら まき
中村 真紀

1964年7月21日生

新任

社外取締役

独立役員



所有する
当社株式の数 一株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 3 月	株式会社西友入社	2009年 1 月	同社執行役員SVP/食品統括
2000年 4 月	カルフルジャパン商品部テキスタイル部 Divisional Manager	2009年11月	同会社西友執行役員SVP/最高商品責任者 (CMO)
2002年 7 月	株式会社西友住居用商品部マネジャー	2012年 8 月	同社執行役員SVP兼株式会社若菜代表 取締役社長
2003年 1 月	同社シニアダイレクター商品部改革担当	2017年 8 月	HAVIサプライチェーン・ソリューションズ・ ジャパン同会社執行役社長
2004年10月	同社商品部住居用品1部日用品部ダイレクター	2020年 9 月	株式会社まんま代表取締役社長 (現任)
2006年 1 月	同社シニアダイレクターコンシューマブル・家電	2021年 8 月	サツドラホールディングス株式会社社外取締役
2007年 1 月	同社VP/GMM (General Merchandising Manager) コンシューマブル・家電	2023年 8 月	同社取締役CHRO (現任)
2008年 3 月	同社VP/GMM (General Merchandising Manager) グロサリー・コンシューマブル		

重要な兼職

株式会社まんま代表取締役社長
サツドラホールディングス株式会社取締役CHRO

選任の理由及び期待する役割

小売業等の企業経営者としての豊富な経験と人材育成の分野における高い見識を踏まえ、社外取締役として適任と判断しました。これらの経験と見識を生かし、取締役会における、戦略的な助言・監督機能の発揮と、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 中村真紀氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、中村真紀氏が取締役就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、中村真紀氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社グループと中村真紀氏が代表取締役社長を務める株式会社まんまとの間には取引はございません。また、当社グループと中村真紀氏が取締役CHROを務めるサツドラホールディングス株式会社との間には、自動販売機の設置等の取引がございますが、その取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。


第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件



本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 山崎雄嗣氏が辞任されます。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案及び山崎雄嗣氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

	氏 名	現在の当社における地位 他の会社における地位等
新任	 神 田 秀 樹	常務執行役員

(ご参考) 引き続き在任となる監査等委員である取締役

	氏 名	現在の当社における地位 他の会社における地位等
	増 山 美 佳	社外 独立 監査等委員である社外取締役 増山&Company合同会社代表社員社長
	三 村 まり子	社外 独立 監査等委員である社外取締役 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士 (オブカウンセル)

かんだひでき
神田 秀樹

1963年5月13日生

所有する
当社株式の数 一株

新任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	サントリー株式会社入社	2020年 1月	サントリースピリッツ株式会社 (現サントリー株式会社) 代表取締役社長
2014年 4月	サントリーホールディングス株式会社人事部長	2020年 1月	サントリーBWS株式会社 (現サントリー株式会社) 取締役
2016年 4月	同社執行役員	2022年 7月	サントリー株式会社取締役常務執行役員
2016年 4月	同社人事本部長、人事部長	2022年 7月	同社スピリッツカンパニー社長
2017年 4月	同社人事部長、キャリア開発部担当	2023年 1月	サントリーホールディングス株式会社 リスクマネジメント本部長
2018年 3月	サントリービジネスシステム株式会社取締役	2024年 1月	当社常務執行役員 (現任)
2019年 4月	サントリーホールディングス株式会社 ヒューマンリソース本部長、人事部長		

選任の理由

サントリーグループの人事、法務・リスクマネジメント部門長としての実績と、サントリーグループの酒類事業での営業・事業部門経験、スピリッツ事業会社の社長としての経営経験や経営全般についての高い見識を有する点を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 神田秀樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神田秀樹氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社役員の状態」の「取締役の氏名等」に記載のとおりです。神田秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当社は、神田秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網谷 充弘

1956年6月2日生

所有する
当社株式の数 一株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	弁護士登録	2006年 6 月	スタンレー電気株式会社社外監査役 (現任)
1985年 4 月	外立法律事務所入所	2013年 5 月	株式会社ハブ社外監査役 (現任)
1989年11月	脇田法律事務所入所	2018年 6 月	株式会社シグマクシス (現株式会社シグマクシス・ホールディングス)
1990年 3 月	島田・瀬野・網谷法律事務所 (現一橋総合法律事務所) 弁護士 (現任)		社外取締役 (現任)

重要な兼職

一橋総合法律事務所弁護士 (パートナー)	株式会社ハブ社外監査役
スタンレー電気株式会社社外監査役	株式会社シグマクシス・ホールディングス社外取締役









選任の理由及び期待する役割

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において独立した客観的立場で妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社役員の状態」の「取締役の氏名等」に記載のとおりです。網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由及び期待する役割」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス

当社は、取締役会が果たすべき職責を、経営戦略、中期・長期計画及び経営課題に関する議論等、大局的・実質的な議論を行うことで、経営戦略を実現し、目標とする経営指標を達成することと定め、この職責を果たすために、取締役会が備えるべきスキルを次のとおり選定しています。

スキル項目	選定理由
 企業経営	激しく変化する経営環境の中で、真のグローバル飲料企業として質の高い成長の実現を目指し、経営戦略を構築し、適切な経営判断を行うためには、企業経営の知識と経験が必要
 国際性	真のグローバル飲料企業として成長していくためには、多様な価値観や文化への理解に基づきグローバル戦略を構築・実行できる知識と経験が必要
 マーケティング	事業環境・市場トレンドを的確に捉えることに加え、深い対話を通じ「生活者」に寄り添っていくためには、マーケティング戦略を構築・実行できる知識と経験が必要
 営業	売上成長、及び、売上成長を上回る利益成長を実現するためには、営業戦略を構築・実行できる知識と経験が必要
 財務会計	経営戦略を実現するための財務基盤の構築には、財務・会計に関する知識と経験が必要
 人材育成	「人」こそが、経営の最も重要な基盤であるという考えのもと、従業員一人一人が個性と能力を最大限に発揮し成長し続けるためには、人材育成に関する知識と経験が必要
 サステナビリティ	環境・社会課題への取組みを強化し、サステナビリティ経営を推進するためには、サステナビリティに関する知識と経験が必要
 コーポレートガバナンス・リスクマネジメント	当社コーポレート・ガバナンスの「特性」及び「基本方針」を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、リスクを適切にマネジメントするためには、コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する知識と経験が必要

当社の取締役候補者は、サントリーグループが企業理念として掲げる以下の3つの価値観を有しています。

Growing for Good

やってみなはれ

利益三分主義

更に、社内取締役には、それぞれの専門領域や職務経験の多様性を確保しつつ、特に、経営のリーダーシップを発揮する者を候補者としております。

また、社外取締役には、豊富な知見・経験・専門性を備えた、独立性を有する者を候補者としております。

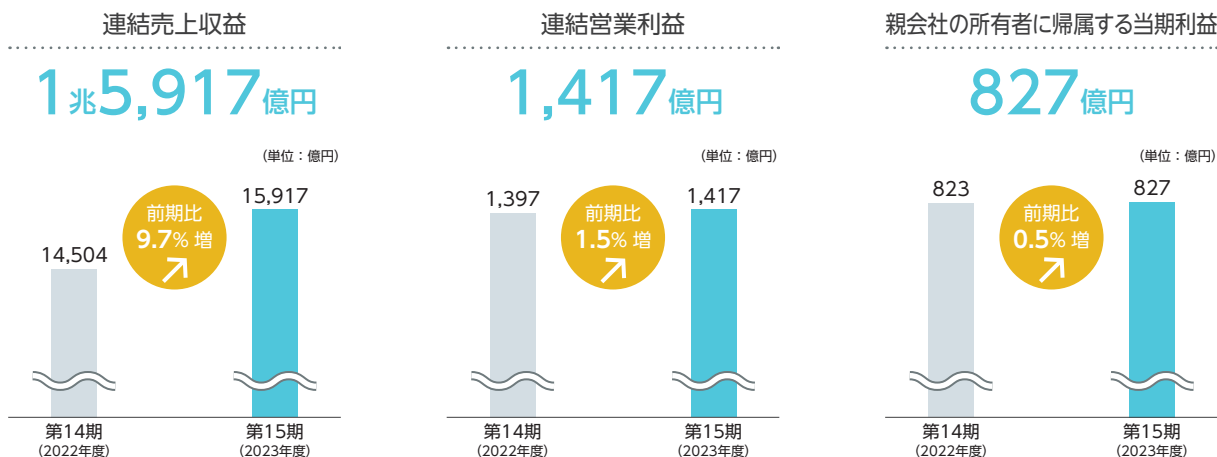
本総会後の各取締役（予定）が保有する個別のスキルは、次のスキル・マトリックスのとおりです。

※本総会后（予定）

氏名・生年月日	役職等*	性別	国籍	専門領域	在任期間*
小野 真紀子 1960年3月16日生	代表取締役社長 人事委員会委員長	女性	日本	企 国 マ 人 サ コ	1年
Shekhar Mundlay 1962年5月1日生	取締役副社長 SBF COO オペレーションエクセレンス 担当	男性	インド	企 国 営	3年
内貴 八郎 1960年4月18日生	取締役専務執行役員 SBFジャパン 社長 SBFジャパン イノベーション 開発事業部長	男性	日本	企 営	1年
Peter Harding 1964年4月24日生	取締役 SBFインターナショナル CEO	男性	イギリス	企 国 マ	3年
宮森 洋 1961年8月2日生	取締役	男性	日本	企 国 マ コ	1年
中村 真紀 1964年7月21日生	社外取締役（独立役員） 人事委員会委員 特別委員会委員	女性	日本	企 国 マ 人	0年
神田 秀樹 1963年5月13日生	取締役 常勤監査等委員 人事委員会委員	男性	日本	企 マ 営 財 人 コ	0年
増山 美佳 1963年1月6日生	筆頭社外取締役（独立役員） 監査等委員 人事委員会委員 特別委員会委員長	女性	日本	国 人 コ	7年
三村 まり子 1957年3月22日生	社外取締役（独立役員） 監査等委員 人事委員会委員 特別委員会委員	女性	日本	企 国 コ	1年

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果



当社グループは、お客さまの嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客さまとともに新たなおいしさ、健やかさ、楽しさを創造し続けそれぞれの市場で最も愛される会社となることを目指すという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、品質の向上に取り組みました。また、各エリアにおいて事業構造改革を進め、収益力の強化にも取り組みました。

2023年は、主要国の需要を着実に捉え、全セグメントでコアブランドへの集中活動を継続しました。日本においては、好天の影響もあり、販売数量は過去最高を達成するとともに、市場シェアを更に拡大しました。海外においても、欧州における天候不順やベトナムにおける景況感の悪化等の影響を受けましたが、主要国において販売数量が堅調に推移しました。

売上収益は、日本における価格改定及び海外における機動的な価格改定を含めたRGM（レベニューグロースマネジメント）も寄与し、全セグメントで増収となりました。

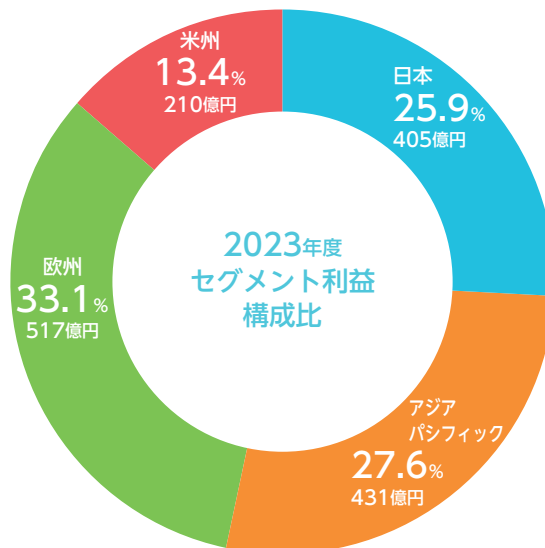
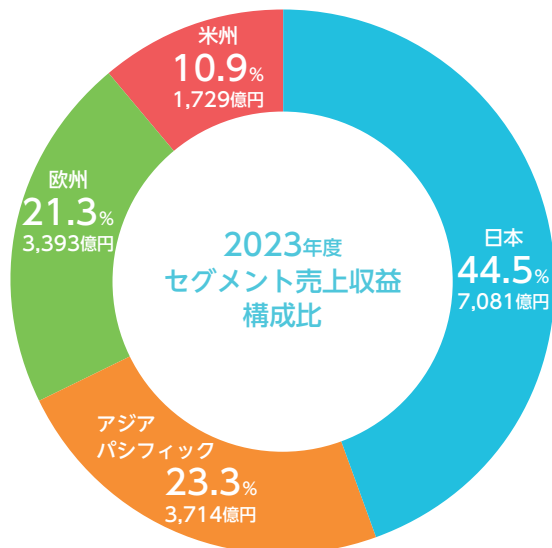
営業利益は、原材料高及び為替変動によるコスト増の影響を概ね想定通りに受けましたが、売上収益の伸長とコストマネジメントの徹底により吸収し、増益となりました。

当期の連結売上収益は1兆5,917億円（前期比9.7%増、為替中立5.7%増）となりました。連結営業利益は1,417億円（前期比1.5%増、為替中立3.6%減）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は827億円（前期比0.5%増、為替中立4.0%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、組織変更に伴い、従来「アジアパシフィック事業」に含めていたアフリカ事業を、第1四半期より「アジアパシフィック事業」から「欧州事業」に組み替えています。これに伴い以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しています。

(ご参考) 2023年度 セグメント売上収益・セグメント利益



セグメント名	日本 事業	アジアパシフィック 事業	欧州 事業	米州 事業	調整額	合計
セグメント売上収益 (億円)	7,081	3,714	3,393	1,729	—	15,917
セグメント利益 (億円)	405	431	517	210	△145	1,417

セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

7,081 億円

前期比**8.4%**増 ↗

セグメント利益

405 億円

前期比**21.0%**増 ↗



人流の回復や、第3四半期における記録的な猛暑に伴い需要が増加しましたが、価格改定の影響もあり、清涼飲料市場（当社推定）は前期並みとなりました。水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心にコアブランド強化に取り組み、新商品発売やマーケティング活動が貢献したことに加え、清涼飲料市場と同様に猛暑が寄与し、販売数量は2023年において過去最高を達成するとともに、市場シェアを更に拡大しました。「サントリー天然水」及び「GREEN DA・KA・RA」が、2023年において、過去最高の販売数量となりました。

「サントリー天然水」は、ナチュラルミネラルウォーターで、力強い伸長が続いたことに加え、「きりっと果実」シリーズが販売数量の増分に寄与しました。「BOSS」は、ブランド全体の販売数量が前期をわずかに下回りましたが、「ボス カフェイン」等の増分もあり缶製品の販売数量は市場を上回って堅調に推移しました。「伊右衛門」は、緑茶市場全体が価格改定の影響を大きく受ける中、ブランド全体の販売数量が前期を下回りました。機能性表示食品の「伊右衛門 濃い味」は、引き続き好調に推移しました。「GREEN DA・KA・RA」は、2023年4月に「GREEN DA・KA・RA」本体及び「やさしい麦茶」のリニューアルを実施したことや、新商品の「やさしいルイボス」が好調に推移したことが販売数量の増分に寄与しました。

売上収益は、販売数量増に加え、価格改定効果も寄与したことにより、増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長に加え、原材料高及び為替変動の影響が想定内に収まったこともあり、増益となりました。

日本事業の売上収益は7,081億円（前期比8.4%増）、セグメント利益は405億円（前期比21.0%増）となりました。

アジアパシフィック事業

セグメント売上収益

3,714 億円

前期比5.3%増 ↗

セグメント利益

431 億円

前期比25.4%減 ↘



アジアパシフィックでは、清涼飲料事業及び健康食品事業のコアブランド集中活動を継続しました。

売上収益は、ベトナム経済の回復や健康食品事業の回復に時間がかかっている中、タイ及びオセアニアにおける清涼飲料事業の堅調な販売数量増に加え、主要市場における価格改定効果も継続的に寄与し、前期並みとなりました。

セグメント利益については、清涼飲料事業は増収効果により原材料高等のコスト影響を吸収しましたが、健康食品事業の売上収益減少の影響を大きく受けるとともに、前第2四半期において計上したオセアニアのフレッシュコーヒー事業譲渡による譲渡益の反動もあり、減益となりました。

清涼飲料事業では、ベトナムでは、景況感の悪化や前年の需要拡大の反動影響を受ける中、主力のエナジードリンク「Sting」、茶飲料「TEA+」を含め、主要ブランドの活動を強化した結果、販売数量が堅調に推移しました。タイでは、インフレの低下や観光客需要の回復が進む中、低糖製品を含めた「PEPSI」及び「TEA+」が好調に推移し、販売数量が伸長しました。オセアニアでは、主力ブランドであるエナジードリンク「V」のマーケティング活動強化や、「BOSS」の販売数量が前年同期と比べ二桁成長したことが寄与し、引き続き販売数量が前年同期を上回りました。健康食品事業では、健康食品市場全体に対する消費者の需要減少の影響を大きく受ける中、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」のマーケティング活動を徹底し、販売トレンドは徐々に回復してきました。

アジアパシフィック事業の売上収益は3,714億円（前期比5.3%増、為替中立0.0%増）、セグメント利益は431億円（前期比25.4%減、為替中立27.7%減）となりました。

欧州事業

セグメント売上収益

3,393 億円

前期比 13.4%増 ↗

セグメント利益

517 億円

前期比 22.8%増 ↗



欧州では、不安定な天候の影響を大きく受けたこともあり、2023年において、主要国において需要が減少し、主要国の販売数量は前期を下回りました。

売上収益は、主要国における価格改定を含めたRGMも寄与し、増収となりました。

セグメント利益については、原材料高やエネルギー価格上昇の影響を受けましたが、売上収益の伸長及びコスト削減活動により吸収し、増益となりました。

主要国別には、フランスでは、主カブランド「Oasis」、「Schweppes」及び「Orangina」に引き続き活動を集中しました。「Oasis」の販売数量は過去最高となりました。英国では、主カブランド「Lucozade」の販売数量が前期を上回りました。無糖製品「Lucozade Sport Zero」が好調に推移したことも寄与し、「Lucozade Sport」が、大きく伸長しました。スペインでは、天候の影響を大きく受ける中、主カブランド「Schweppes」の活動を強化した結果、販売数量が前期並みとなりました。

欧州事業の売上収益は3,393億円（前期比13.4%増、為替中立4.1%増）、セグメント利益は517億円（前期比22.8%増、為替中立10.8%増）となりました。

米州事業

セグメント売上収益

1,729 億円

前期比 18.8%増 ↗

セグメント利益

210 億円

前期比 15.2%増 ↗



主力の炭酸カテゴリー及び非炭酸カテゴリーの活動強化に加えて、「Gatorade」の販路拡大が寄与し、販売数量は堅調に推移しました。売上収益は、価格改定効果も寄与し、想定を上回る進捗となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長により、原材料価格や人件費高騰の影響を吸収し、想定を上回る進捗となりました。

米州事業の売上収益は1,729億円（前期比18.8%増、為替中立11.2%増）、セグメント利益は210億円（前期比15.2%増、為替中立7.8%増）となりました。

② 対処すべき課題

1) 企業理念

当社グループの企業理念は、「わたしたちの目的 / Our Purpose」、「わたしたちの価値観 / Our Values」、「わたしたちのDNA / Who We Are」から構成されています。

「わたしたちの目的 / Our Purpose」、「わたしたちの価値観 / Our Values」はサントリーグループ企業理念と共通であり、事業を営む目的や企業として目指す方向性と、目的を実現するために全ての従業員が大切にすべき価値観を定義しています。

また、真のグローバル飲料事業として“質の高い成長”を実現するために、普遍的な当社グループらしさを「わたしたちのDNA / Who We Are」と定義しています。

<わたしたちの目的 / Our Purpose>

人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、「人間の生命の輝き」をめぐす。

<わたしたちの価値観 / Our Values>

Growing for Good / やってみなはれ / 利益三分主義

<わたしたちのDNA / Who We Are>

Always Together with Seikatsusha

We connect with your feelings to enrich every moment of life

生活者の喜怒哀楽に寄り添い、うるおい豊かな人生を提供します。

2) 中期経営戦略及び中期経営計画

中期経営戦略及び中期経営計画は次のとおりです。

中期経営戦略

真のグローバル飲料企業として、“質の高い成長”を実現していく中で、「既存事業で市場を上回る成長」に加え、「新規成長投資による増分獲得」により、2030年売上2.5兆円を目指します。

また、売上成長を上回る利益成長の実現を目指します。

この目標を達成するために、以下の重点項目を中心に積極的に事業展開していきます。

<ブランド戦略>

- ・コアブランドイノベーション強化
- ・戦略ブランドでクロスセル展開エリア拡大
- ・グローバルなサントリーブランドの育成

<構造改革>

- ・日本 収益力強化に向けた構造改革の加速
- ・海外 事業成長加速と更なる収益力強化
- ・事業ポートフォリオの更なる拡充、強化（RTD展開等）

<DEI>

- ・異なる考え、価値観の融合による企業競争力の向上

<サステナビリティ>

- ・環境、社会課題への取組み強化

中期経営計画 (2024-2026)

中期経営戦略に基づく2026年までの目標は以下のとおりです。

オーガニック成長

(2023年を起点、為替中立)

売上収益

平均年率 1 桁台半ばの成長

営業利益

平均年率 1 桁台後半の成長

営業利益率

2026年までに 10%超

フリーキャッシュフロー

2026年に1,400億円強創出

※フリーキャッシュフロー＝営業キャッシュフロー－投資キャッシュフロー

成長投資

- 3,000～6,000億円の投資枠を設定
- M&A、戦略的な設備投資（サステナビリティ投資含む）、戦略ブランドのグローバル展開に注力

配当方針

- 2024年度以降、目標配当性向 40%以上
- ※親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向の目安

3) 2024年の取組み

2024年は、不透明なマクロ環境や厳しい競争環境が続くとの想定のもと、コアブランドを中心とした積極的なマーケティング投資・販促活動を徹底することに加え、RGM活動を強化し、更なる売上収益成長を目指します。コストマネジメント徹底も継続し、全セグメントで増益を目指します。

加えて、持続的な成長に向けて、引き続きM&A等の投資機会の探索や生産設備の増強に取り組みます。また、DEIへの取組みとして、多様な従業員が「やってみなはれ」を発揮できるよう、従業員の属性の多様化を推進し、違いを受け入れ、活かす組織づくりを更に進めます。更に、サステナビリティの取組みとして、「人と自然と響きあう」という使命のもと、「環境目標2030」達成に向けた「水」と「温室効果ガス」に関する活動、及び「プラスチック基本方針」に掲げた活動を強化するとともに、サステナビリティ投資を強化していきます。

日本事業

「コアブランドイノベーション」、「自販機事業の構造改革」、「サプライチェーン構造革新」を事業戦略の重点領域とし、売上収益と利益を成長させていきます。マーケティング活動においては、引き続き「サントリー天然水」、「BOSS」、「伊右衛門」、「GREEN DA・KA・RA」及び「特茶」への活動を更に強化していきます。

「サントリー天然水」、「BOSS」は、ポートフォリオの更なる拡大による持続的な成長を目指します。「伊右衛門」は、ブランドの成長トレンド回帰に向けてリニューアルを実施します。「特茶」は飲用習慣化の実現に向けて、一層マーケティング活動を強化するとともに、「特茶」独自の機能を訴求していきます。

アジアパシフィック事業

アジアパシフィックでは、フルバリューチェーンの総合力を発揮し、コアブランドの更なる成長を目指します。売上収益の伸長及び生産設備の増強による収益力の強化に取り組みます。

ベトナムでは、需要の回復を着実に捉え、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの更なる成長を図るとともに、営業活動強化にも継続して取り組みます。タイでは、ペプシブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取込みに向け、引き続き低糖商品の強化にも取り組みます。オセアニアでは、引き続き主力ブランドであるエナジードリンク「V」に注力するとともに、「BOSS」の更なる成長に向けて販促活動を強化していきます。併せて、オーストラリア新工場の稼働により飲料の強固なサプライチェーンを確立していくとともに、2025年からのRTD販売開始への準備にも着手していきます。健康食品においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」の販売トレンド回復に向けて、マーケティング活動を強化していきます。

欧州事業

欧州では、各国のコアブランドへの集中活動を更に強化し、販売数量を成長させることで売上収益の伸長を目指します。RGM活動を進化させ、更なる収益性の強化に取り組みます。

フランスでは、「Oasis」、「Schweppes」のマーケティング強化に取り組みます。英国では、「Lucozade」へ集中投資していきます。スペインでは、「Schweppes」の家庭用市場及び業務用市場での活動を強化していきます。

米州事業

主力である炭酸カテゴリーの強化を進めるとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。併せて、更なるサプライチェーンの取組みにより、収益力の強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) サステナビリティの取組み

「持続可能な開発目標 (SDGs)*」という世界共通の目標の実現に向けて企業の積極的な取組みが期待される中、グローバルに事業を展開する当社グループは、世界の課題にこれまで以上に真摯に向きあい、持続可能な社会の実現に向けて挑戦を続けます。

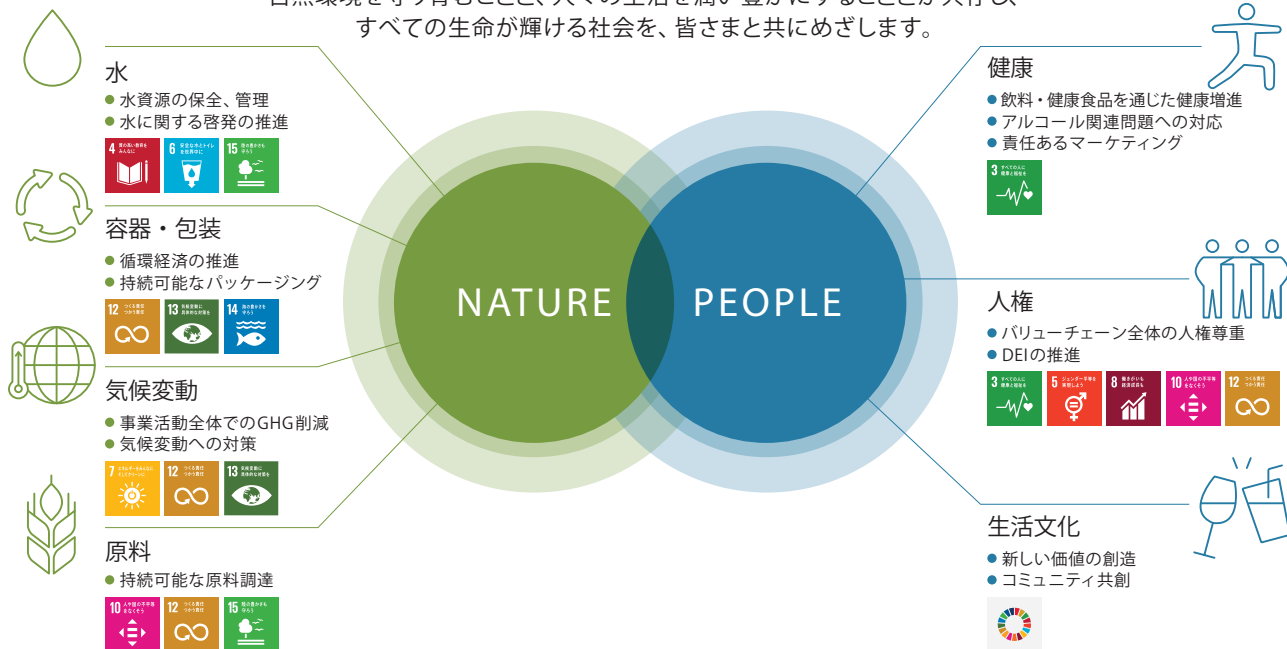
当社では、サステナビリティ経営を推進していくため、当社グループにとっての重要課題 (マテリアリティ) を特定し、サステナビリティ戦略へと反映しています。マテリアリティ分析では、ダブルマテリアリティの概念のもと、当社グループの財務へのインパクト及び環境・社会への外部インパクトを特定し、評価を実施しました。

また、マテリアリティ分析の結果を踏まえ、「サントリー食品インターナショナルグループ サステナビリティビジョン」を策定しました。当該ビジョンに掲げる7つの重要テーマは、“NATURE” (自然) と“PEOPLE” (人) から構成されており、当社グループは、“NATURE” (自然) と“PEOPLE” (人) は、相互依存関係があることを意識し、双方が「響きあう」社会の実現を目指してステークホルダーの皆様と共に活動を行っています。

* [SDGs] = 2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに全世界が取り組むべき目標 (Sustainable Development Goals)

サントリー食品インターナショナルグループ サステナビリティビジョン 人と自然と響きあう社会の実現へ

サントリー食品インターナショナルグループは、水や農作物など自然の恵みに支えられた飲料食品企業として、自然環境を守り育てること、人々の生活を潤い豊かにすることが共存し、すべての生命が輝ける社会を、皆さまと共にめざします。



2030年目標

1.水

【工場節水】

自社工場^{*1}の水使用量の原単位20%削減^{*2}

【水源涵養】

自社工場^{*1}の半数以上で使用する水の100%以上を還元
特に水ストレスの高い地域においてはすべての工場で実施

【原料生産】

水ストレスの高い地域における水消費量の多い重要原料^{*3}を特定し、その生産における水使用効率の改善をサプライヤーと協働で推進

【水の啓発】

100万人以上^{*4}に対して水に関する啓発プログラムに加えて、安全な水の提供にも取り組みを展開

2.温室効果ガス（GHG）

- 自社拠点でのGHG排出量 50%削減^{*5}
- バリューチェーン全体におけるGHG排出量 30%削減^{*5}

3.ペットボトルのサステナブル素材使用率^{*6}

グローバルで使用するすべてのペットボトルの素材を100%サステナブル素材に切り替え

※1 製品を製造する当社グループの工場

※2 2015年における事業領域を前提とした原単位での削減

※3 コーヒー等

※4 目標の100万人はサントリーグループの人数

※5 2019年の排出量を基準とする

※6 ペットボトル重量のうちサステナブル素材（リサイクル素材あるいは植物由来素材等）の比率

2023年の取組み

水源涵養

サントリーグループでは、日本において水源涵養活動「サントリー 天然水の森」を20年以上続けてきました。2023年には、当社グループの展開地域の中でも水ストレスの高い、スペイン・トレドにて、地域と協業した水源涵養活動を開始しました。清涼飲料製造に使う水源の植生環境の回復を通じて水質を改善し、生物多様性の改善を図る等、自然の回復に資する水源涵養活動を展開していきます。今後も、積極的に水源涵養活動を進め、2030年目標の達成を目指します。



トレド県ラヨス市と水源涵養活動に関する協定を締結
左:ラヨス市長、右:サントリー食品スペイン社COO

DEI推進への取組み

サントリーグループでは、サントリーグループ企業倫理綱領において、多様な価値観の存在を受け入れ、事業活動を行うことを掲げています。

また、誰もがサントリー社員としての自覚と誇りを持ち、自分らしくいきいきと働ける職場、仲間の個性や多様性を強みとして活かす組織の実現に向け、2021年より新たに「DEI Vision Statement」にて、「一人ひとりが特別な存在であること、DiversityとEquityを受け入れ、Inclusion文化を創造すること、私たち全員が自分らしくあり続けることが、仲間、お客様、社会への貢献に繋がる」ことを宣言しています。

そのための「Strategic Pillars」として、DIVERSITY溢れる職場、INCLUSIVEな職場、お客様地域社会の3つを掲げ、サントリーグループ全体でDEIを推進しています。

この考え方のもと、当社においても多様な人材、多様な価値観を活かすDEI推進を基本方針として、様々な施策に積極的に取り組んでいます。

健康経営への取組み

当社は、健康経営に先進的な企業として「健康経営銘柄2023」に選出されました。また、7年連続で「健康経営優良法人2023～ホワイト500～」の認定を受けています。

当社は、社員一人ひとり、そしてご家族が心身ともに「健やか」でいることが、充実した毎日の生活、やりがいをもって働くことに繋がり、当社が目指すSBF Visionの実現への原動力となると考え、2016年に「健康経営宣言」を掲げ推進しています。

2020年7月より展開している、企業の「健康経営」をサポートするヘルスケアサービス「SUNTORY+」（サントリープラス）の導入は700社を超えました。

また、子どもの熱中症予防活動「子ども気温」の啓発活動を2023年7月よりスタートする等、「社会の健康への貢献」も積極的に行っております。



当社グループのサステナビリティ活動に関する詳細は、以下ホームページをご確認ください。

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/company/sustainability/>

③ 財産及び損益の状況

区 分		第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 2022年度	第15期 (当期) 2023年度
売上収益	(百万円)	1,178,137	1,268,917	1,450,397	1,591,722
営業利益	(百万円)	96,177	118,568	139,688	141,726
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	52,212	68,676	82,317	82,743
基本的1株当たり当期利益	(円)	168.97	222.25	266.40	267.78
資本合計	(百万円)	859,556	943,952	1,060,104	1,185,027
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,529.95	2,785.09	3,123.69	3,519.00
資産合計	(百万円)	1,574,251	1,676,926	1,783,349	1,912,415

④ 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払、原材料立替払い等

(注) 当社は、親会社との重要取引・行為等を実施するに当たっては、社内規程に従い、当該重要取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、親会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行っています。更に、親会社グループから独立した独立社外取締役3名により構成される特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した上で意思決定を行っています。事前の審議に加え、事後、審議の内容に基づいて実施されたかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門によるチェックと、監査等委員会による監査を実施しています。更に、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認しております。これらの手続きを踏まえて検討した結果、当社取締役会は、親会社との重要取引・行為等が、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があるものとして、当社の利益を害することはないと判断しております。

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	80百万円	100.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100百万円	82.7	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	808,827千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域等における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.	250百万タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	14,085,250千タイバーツ	51.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	249,200千オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	544百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
2. 当社及び当社の子会社である株式会社ジャパンビバレッジホールディングスが、サントリービバレッジソリューション株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
3. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2023年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都港区芝浦三丁目1番1号	商品開発センター（神奈川県川崎市）

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点	
日本	サントリーフーズ株式会社	本社	東京都港区
		営業所	首都圏支社（東京都港区）等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社	東京都新宿区
		営業所	首都圏営業本部（東京都新宿区）等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社	東京都新宿区
	サントリープロダクツ株式会社	本社	東京都港区
		工場	榛名工場（群馬県渋川市）等
アジア パシフィック	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社	インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン
	Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社	ニュージーランド オークランド
	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	本社	オーストラリア ニューサウスウェールズ
欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社	オランダ アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社	イギリス ロンドン
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社	アメリカ ノースカロライナ

⑦ 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	9,551 [651]	△10 [△ 22]
アジアパシフィック	7,390 [273]	△341 [△172]
欧州	3,471 [120]	134 [6]
米州	3,008 [65]	267 [3]
全社 (共通)	112 [-]	△3 [-]
合計	23,532 [1,109]	47 [△185]

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
農林中央金庫	25,000

⑨ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、986億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額（百万円）
日本	30,575
アジアパシフィック	43,580
欧州	13,801
米州	10,687
合計	98,644

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社高砂工場における製造ライン及び物流倉庫の建設
アジアパシフィック	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED新工場の建設
欧州	Orangina Suntory France Production S.a.s Donnery工場併設の物流倉庫の建設

⑪ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
- ② 発行済株式の総数 309,000,000株
- ③ 株主数 40,016名 (前期末比416名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,910	7.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,487	2.4
JPモルガン証券株式会社	4,725	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,759	1.2
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,999	0.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	2,794	0.9
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	2,664	0.8
みずほ証券株式会社	2,639	0.8
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,715	0.5

(注) 持株比率は、自己株式 (148株) を控除して計算しております。

3 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 野 真紀子	経営全般 Suntory Beverage & Food Europe Chairperson Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役副社長	Shekhar Munday	SBF COO SBFインターナショナル CEO Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairperson Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役 専務執行役員	内 貴 八 郎	SBFジャパン社長 SBFジャパンイノベーション開発事業部長 サントリーフーズ株式会社取締役会長 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役	Peter Harding	SBFヨーロッパ CEO Suntory Beverage & Food Europe CEO Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役	宮 森 洋	サントリーホールディングス株式会社執行役員
取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
常勤監査等委員	山 崎 雄 嗣	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役
監査等委員	三 村 まり子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士 (オブカウンセル) 株式会社タカラトミー社外取締役

- (注) 1. 井上ゆかり氏、増山美佳氏及び三村まり子氏は社外取締役であります。
 2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、増山美佳氏及び三村まり子氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3. 当社は、宮森洋氏、井上ゆかり氏、山崎雄嗣氏、増山美佳氏及び三村まり子氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
 4. 山崎雄嗣氏は、経営企画部門における部門長としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
内 貴 八 郎	SBFジャパン社長	SBFジャパン社長 SBFジャパンイノベーション開発事業部長	2023年9月1日

6. 当事業年度末日後における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
Shekhar Munday	SBF COO SBFインターナショナル CEO	SBF COO オペレーションエクセレンス担当	2024年1月1日
Peter Harding	SBFヨーロッパ CEO	SBFインターナショナル CEO	2024年1月1日

7. 当事業年度末日後における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の重要な兼職	異動後の重要な兼職	異動年月日
小 野 真紀子	Suntory Beverage & Food Europe Chairperson Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	2024年1月1日
Shekhar Munday	Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairperson Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Pepsi Bottling Ventures LLC Director	2024年1月1日
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Pepsi Bottling Ventures LLC Director	Pepsi Bottling Ventures LLC Director	2024年1月31日

氏名	異動前の重要な兼職	異動後の重要な兼職	異動年月日
Peter Harding	Suntory Beverage & Food Europe CEO Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	Suntory Beverage & Food Pte. Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	2024年1月1日

8. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山崎雄嗣氏を常勤の監査等委員として選定しております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、専務執行役員及び常務執行役員、並びに、当社国内子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が、填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償の対象としないこととしております。

(ご参考) 専務執行役員・常務執行役員の氏名等 (2024年1月1日現在)

地位	氏名	担当
取締役専務執行役員	内 貴 八 郎	SBFジャパン 社長、SBFジャパン イノベーション開発事業部長
専務執行役員	須 田 良 人	生産研究部門統括、MONOZUKURI本部長
常務執行役員	神 田 秀 樹	
常務執行役員	柳 井 慎一郎	SBFジャパン 副社長、SBFジャパン ブランド開発事業部長、コミュニケーション本部長、クロスソリューション開発推進部担当
常務執行役員	三 野 隆 之	SBFアジアパシフィック CEO
常務執行役員	原 口 昭	コーポレートマネジメント本部長
常務執行役員	及 川 剛	サントリービバレッジソリューション株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	稲 田 晴 久	グローバル監査部長 兼 SBFアジアパシフィック Corporate Auditor
常務執行役員	竹 本 晋	SBFジャパン 商品開発部長、R&D部長
常務執行役員	佐 藤 晃 世	SBFジャパン ブランド開発事業部 副事業部長
常務執行役員	風 間 茂 明	SBFジャパン 生産・SCM本部長
常務執行役員	大 塚 徳 明	経営企画本部長
常務執行役員	小木曾 茂 樹	サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長、営業統括本部長
常務執行役員	吉 村 孝 博	サントリープロダクツ株式会社 代表取締役社長

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2022年6月15日開催の取締役会において、役員等の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり決議しております。

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の水準及び指標は、構成員の半数以上を社外取締役としている人事委員会において審議し、人事委員会がその妥当性について取締役会に答申します。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、人事委員会の答申を踏まえて、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員が協議のうえ決定します。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認します。取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断します。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）と業績連動報酬（年次・3月支払い）としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬（年次・3月支払い）を支払っています。

業務執行取締役（外国人の業務執行取締役は除く。）の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会で、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

固定報酬の水準は、職責を考慮し役位に応じて設定しています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標とし、標準業績に対する連結営業利益（一時的な収支を除く。）に連結営業利益（一時的な収支を除く。）等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・考課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益（一時的な収支を除く。）を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。

また、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		合 計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	7 (1)	125 (15)	4 (-)	111 (-)	236 (15)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	4 (3)	73 (36)	1 (-)	39 (-)	112 (36)
合 計 （内社外取締役）	11 (4)	199 (51)	5 (-)	150 (-)	349 (51)

- (注) 1. 業績連動報酬は、支払予定額であります。なお、業績連動報酬の主な指標である連結営業利益（一時的な収支を除く。）の目標及び実績については開示していませんが、その基礎となる連結営業利益の予想値は140,000百万円で、実績は141,726百万円であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く。）の人数は8名（内社外取締役1名）であります。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の人数は3名（内社外取締役2名）であります。
4. 外国人の業務執行取締役2名の報酬等については、海外子会社から支給しておりますので、含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長小野真紀子氏に対し取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を踏まえて個人別の報酬等の内容を決定するには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認しており、取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断しております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の次の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	三 村 まり子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士（オブカウンセル） 株式会社タカラトミー社外取締役

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況及び社外取締役について果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	井上 ゆかり	11回／13回	－	企業経営者としての経験と見識を生かした発言により、取締役会において、戦略的な助言・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	増山 美佳	13回／13回	13回／13回	コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識を生かした発言により、取締役会における助言・監督、監査等委員会における監査・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会の委員及び特別委員会の委員長としての役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	三村 まり子	10回／10回	10回／10回	弁護士としての経験と見識を生かした発言により、取締役会における助言・監督、監査等委員会における監査・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。

(注) 1. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

2. 三村まり子氏は、2023年3月24日就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	161百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	198百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えています。加えて、株主への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めます。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

中間配当の基準日は、毎年6月30日と定款に定めています。

当社は、不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な状況となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能とするため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めており、株主総会及び取締役会のいずれにおいても配当等について決議することが可能な体制としています。

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	638,907
現金及び現金同等物	171,755
売上債権及びその他の債権	309,923
その他の金融資産	1,664
棚卸資産	115,967
その他の流動資産	28,175
売却目的で保有する資産	11,421
非流動資産	1,273,507
有形固定資産	416,600
使用権資産	51,891
のれん	278,231
無形資産	495,339
持分法で会計処理されている投資	114
その他の金融資産	14,482
繰延税金資産	8,969
その他の非流動資産	7,878
資産合計	1,912,415

科目	金額
負債及び資本	
流動負債	535,730
社債及び借入金	49,431
仕入債務及びその他の債務	430,812
その他の金融負債	22,982
未払法人所得税等	19,926
引当金	1,403
その他の流動負債	6,100
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	5,073
非流動負債	191,657
社債及び借入金	25,000
その他の金融負債	45,472
退職給付に係る負債	14,323
引当金	6,068
繰延税金負債	93,954
その他の非流動負債	6,838
負債合計	727,388
親会社の所有者に帰属する持分	1,087,370
資本金	168,384
資本剰余金	182,229
利益剰余金	652,706
自己株式	△0
その他の資本の構成要素	84,050
非支配持分	97,656
資本合計	1,185,027
負債及び資本合計	1,912,415

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,591,722
売上原価	△1,001,726
売上総利益	589,996
販売費及び一般管理費	△445,401
持分法による投資損益	△27
その他の収益	3,273
その他の費用	△6,114
営業利益	141,726
金融収益	4,281
金融費用	△4,226
税引前利益	141,781
法人所得税費用	△37,301
当期利益	104,480
当期利益の帰属	
親会社の所有者	82,743
非支配持分	21,736
当期利益	104,480

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類 <日本基準により作成>

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	326,266	流動負債	257,502
現金及び預金	108,454	買掛金	74,578
売掛金	92,873	電子記録債務	14,251
商品及び製品	144	短期借入金	9,027
仕掛品	1,073	1年内償還予定の社債	35,000
原材料及び貯蔵品	15,419	1年内返済予定の長期借入金	5,420
前渡金	505	未払金	13,718
前払費用	1,188	未払費用	19,729
短期貸付金	88,830	未払法人税等	3,032
貸倒引当金	△30	預り金	75,049
未収入金	14,559	賞与引当金	2,876
その他	3,247	その他	4,817
固定資産	603,240	固定負債	28,875
有形固定資産	60,835	長期借入金	25,000
建物	1,448	退職給付引当金	3,462
機械及び装置	1,820	資産除去債務	393
工具、器具及び備品	28,784	その他	19
土地	27,596	負債合計	286,377
建設仮勘定	123	純資産の部	
その他	1,061	株主資本	643,143
無形固定資産	2,099	資本金	168,384
ソフトウェア	1,741	資本剰余金	213,425
のれん	321	資本準備金	145,884
その他	35	その他資本剰余金	67,541
投資その他の資産	540,305	利益剰余金	261,334
関係会社株式	508,571	その他利益剰余金	261,334
関係会社長期貸付金	25,592	固定資産圧縮積立金	992
差入保証金	128	特別償却準備金	108
長期前払費用	208	別途積立金	34,982
前払年金費用	4,426	繰越利益剰余金	225,250
繰延税金資産	1,303	自己株式	△0
その他	73	評価・換算差額等	1
繰延資産	15	その他有価証券評価差額金	37
社債発行費	15	繰延ヘッジ損益	△35
資産合計	929,522	純資産合計	643,145
		負債純資産合計	929,522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	439,048
売上原価	320,835
売上総利益	118,212
販売費及び一般管理費	97,245
営業利益	20,966
営業外収益	27,045
受取利息	4,720
受取配当金	5,099
固定資産賃貸料	15,898
その他	1,325
営業外費用	19,648
支払利息	4,337
固定資産賃貸費用	15,058
その他	251
経常利益	28,363
特別利益	80
抱合せ株式消滅差益	80
特別損失	213
固定資産廃棄損	97
組織再編関連費用	115
税引前当期純利益	28,230
法人税、住民税及び事業税	5,913
法人税等調整額	240
当期純利益	22,076

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原伸一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野礼人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田晃広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原伸一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野礼人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田晃広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山崎 雄嗣 ㊞

監査等委員 増山 美佳 ㊞

監査等委員 三村 まり子 ㊞

(注) 監査等委員増山美佳及び三村まり子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



株主総会会場ご案内

サントリーホール 大ホール

会場

東京都港区赤坂一丁目13番1号

本総会終了後、引き続き会場にて、ミニコンサートの開催を予定しております。



交通

電車をご利用の場合

- 東京メトロ南北線 六本木一丁目駅3番出口 改札より徒歩約5分
- 東京メトロ銀座線 溜池山王駅13番出口 改札より徒歩約7分
- 東京メトロ南北線 溜池山王駅13番出口 改札より徒歩約10分

バスをご利用の場合

- 都営01系統バス (渋谷～新橋)
赤坂アークヒルズ/赤坂アークヒルズ前
下車徒歩約2～3分

お願い 専用駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。